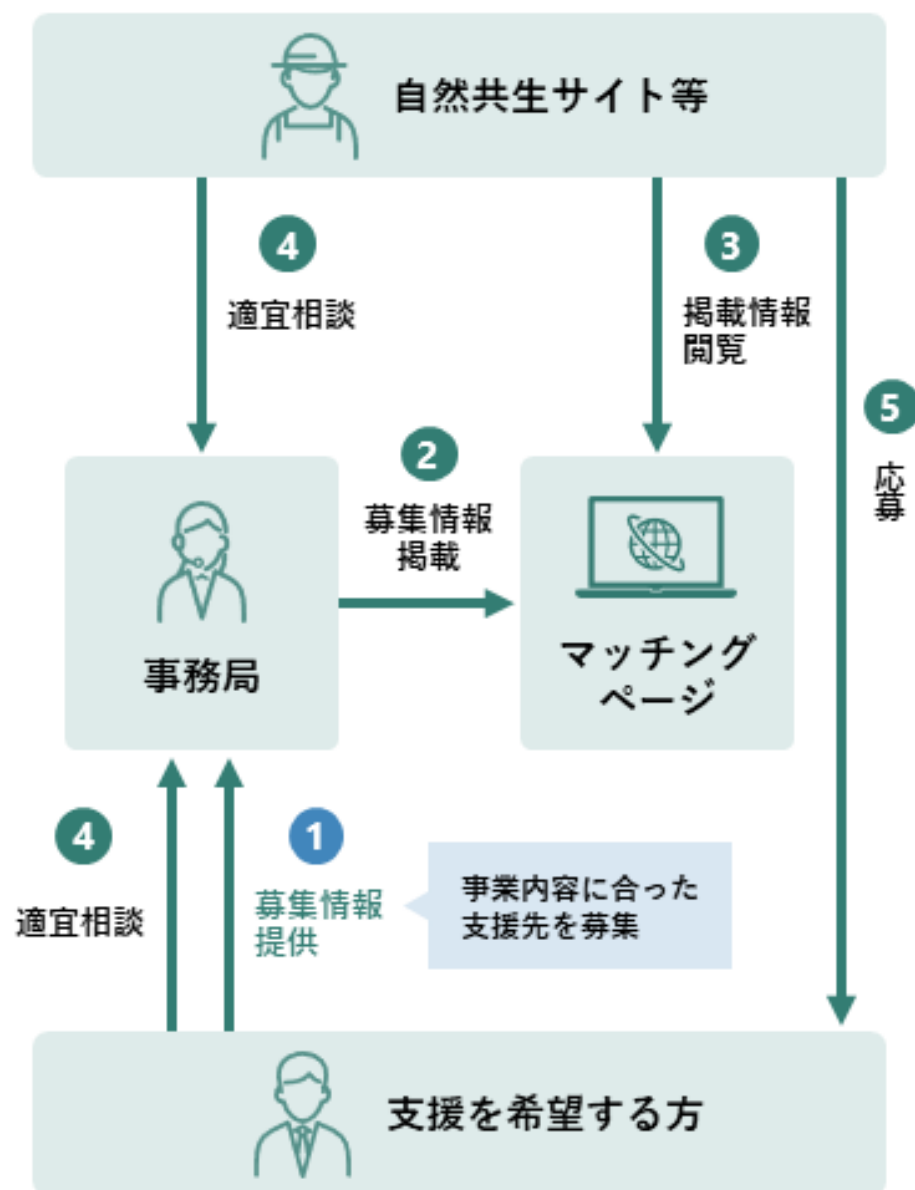
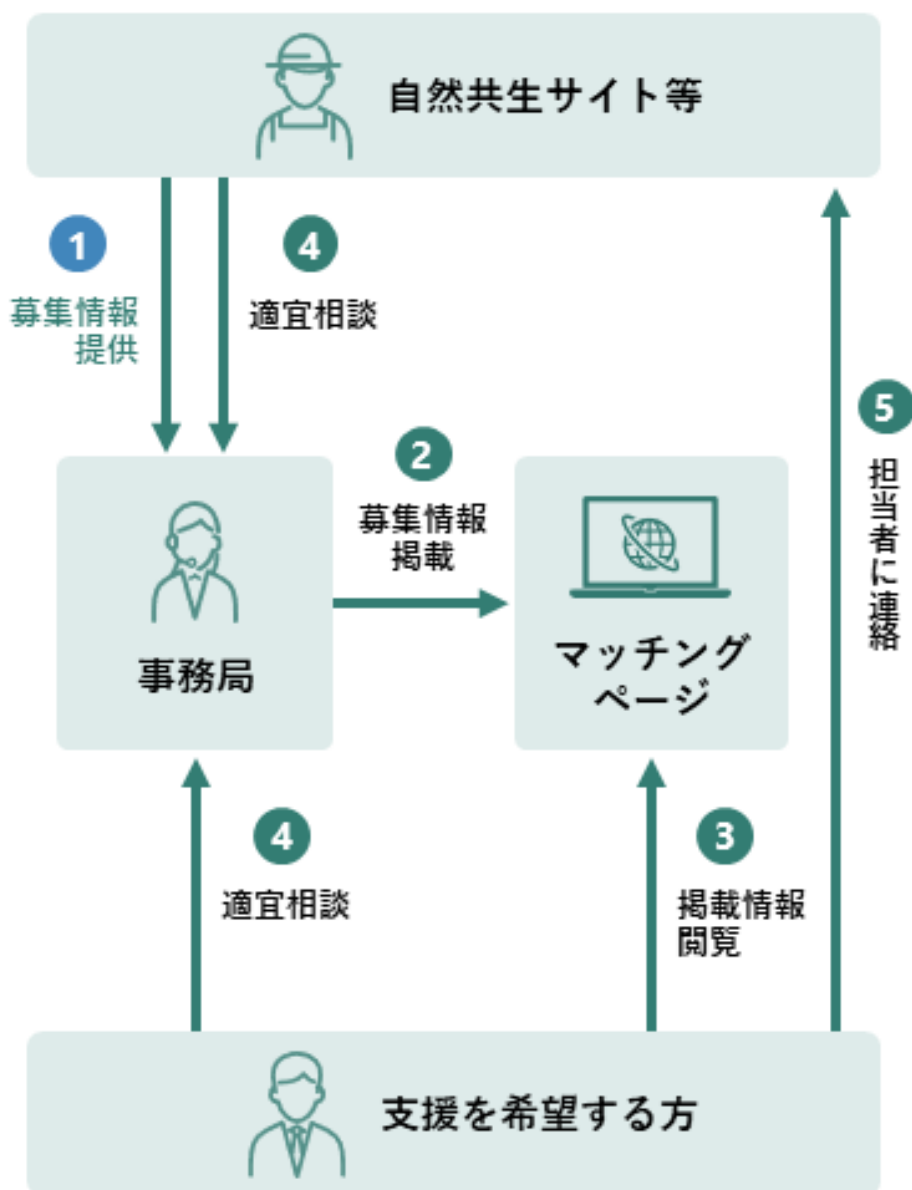


自然共生サイト認定のメリット

- ・ サイトの区域、所有・管理体制、生物多様性の価値・維持計画等が、確かなものとして（R7以降は法律に基づいて）**公的に認められる**ことで、企業等が**安心して支援**することができる。
- ・ 支援されたいサイトと支援したい者の**マッチング**の場を利用できる。
- ・ 支援する企業等には「**支援証明書**」が発行され、支援内容によっては**TNFDへの活用**も可能なため、企業等の**支援意欲が高まる**。

支援を募りたい自然共生サイト等

支援先を探したい企業等



サイト名称

四万十市トンボ自然公園(通称トンボ王国)

法人・団体名

公益社団法人トンボと自然を考える会

希望する支援の種類

- 金銭的支援
- 人的支援

希望する支援の具体的な内容

希望するご支援は、本会の調査・実践活動で得られた資料や情報を展示公開する博物館（四万十川学遊館あきつお）を含む、トンボ自然公園（通称トンボ王国）の維持・管理費用と、スイレン抜き等、トンボ保護区維持管理にかかるボランティア作業です。

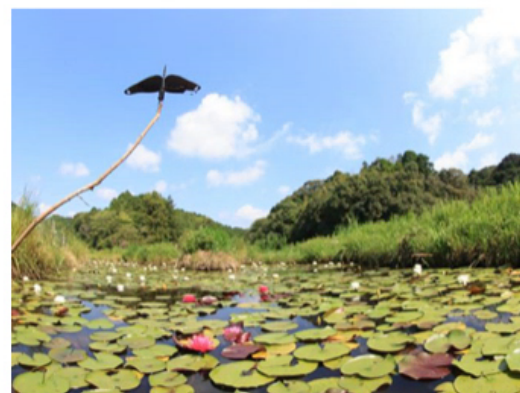
現在のトンボ自然公園等、里山の生態系崩壊の3大懸案は過疎高齢化による農耕地および周辺の管理不足（自然環境の荒廃）、これ（人手不足と高齢化）に起因する農耕地等への農業過剰使用、そして気候変動をもたらす温暖化の進行とされます。これらの内、トンボ自然公園では、トンボ類を中心とする数十年の調査から特に管理不足に着目、1985年の事業開始当初から放棄田が広がる里山を舞台に、立地条件を踏まえた積極的な人的整備と管理を継続的に実施、当初60種だったトンボ記録種は現在81種まで増加、年間確認種も2005年から2023年までずっと60種以上を維持しています（2024年は9月27日現在58種で、60種確認が視野に入っている）。半世紀ほどまで四万十川流域各所に存在した生態系、すなわち生物多様性環境を守りつつ、さらに磨きをかけた「ネイチャー・ポジティブ」の先駆けと言っても過言ではないと思います。

とはいえ、かつて1haほど耕作されていた谷奥の棚田が全て放棄田化し周囲の山林も過剰繁茂、用水路として利用されていた溪流環境も日照不足と生長した樹木の吸水によって沢涸れが頻発するようになり、カトリヤンマやミヤマアカネなどを含む中山間地の生態系が劣化一途となっています。もし、皆様から一定レベルの経済的支援が得られるなら、当該地を購入の上、再び生物多様性に富む棚田環境を再生したいと考えています。また、このことは谷内の保水力強化につながり、下流に位置する現トンボ保護区のさらなる活性化につながる事が期待できます。

支援者向けコメント

ご支援下さった方々には、以下のようなお礼を考えています。

1. ホームページ、リーフレット等の印刷物、トンボ保護区もしくは四万十川学遊館の適所へのご芳名明記
2. トンボ類を中心とする保護区内で見られる動植物の画像提供
3. 保護区の生物多様性環境を活用した「生きものさがしゲーム・レベル5」、四万十川学遊館の豊富な展示物（トンボ類約1,000種3,000点を含む国内外の昆虫標本約2,500種、四万十川産約120種を含む国内外の淡水・汽水活魚約300種2,000尾など）を活用した「推理ゲーム・私は誰でしょう?」、スタッフによるパワーポイントを用いた環境講座等、既存の体験メニューをそれぞれの対象に応じて組み合わせた研修の無償受け入れ
4. ご支援レベルに応じた、四万十川学遊館優待券の提供
5. その他、可能な範囲でのご要望受け入れ



サイト名称

YMCA阿南国際海洋センター

法人・団体名

公益財団法人 大阪YMCA

希望する支援の種類

- 金銭的支援
- 人的支援
- 技術的支援
- 物的支援

希望する支援の具体的な内容

生物多様性の価値に関する各種調査協力

「水中(海水)・陸上動植物調査のモニタリング可能な人材の派遣・紹介」、「水中(海水)・陸上動植物調査のノウハウ提供」

支援者向けコメント

自然共生サイト認定に対する技術的支援及び、地域周辺での漁業関係者などとの協創関係の構築を希望しています。



自然共生サイト等情報 | <https://osakaymca.or.jp/>



- 人的支援
- 技術的支援

提供可能な支援の具体的な内容

- ・ 自然共生サイトの申請・維持モニタリング支援
- ・ 登録後のサイト活用支援
(環境教育、地域コミュニケーション、
企業・自治体連携等)

支援目的

生物多様性の向上、普及啓発目的

支援を行いたい自然共生サイトのイメージ

登録後の利活用に興味や課題感をお持ちのサイト

自然共生サイト管理者向けコメント

自然共生サイト申請・活用で様々な実績がございます。サイトの状況をヒアリングさせて頂き一緒に何か取り組みできれば幸いです。



BIOME



法人・団体名

株式会社UMITO Partners

提供可能な支援

- 人的支援
- 技術的支援

提供可能な支援の具体的な内容

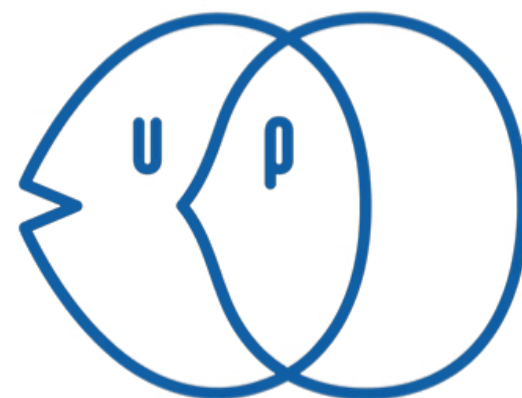
- ・ 海域における自然共生サイト申請の支援（合意形成、情報整理など）
- ・ 漁業操業海域における海洋保全活動についての合意形成や計画策定など

支援目的

漁業と海洋環境の持続可能性の実現への貢献

支援を行いたい自然共生サイトのイメージ

漁業が行われている海域



U M I T O P a r t n e r s

支援希望者情報 | <https://umitopartners.com/>





蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原(申請者:蒜山自然再生協議会)

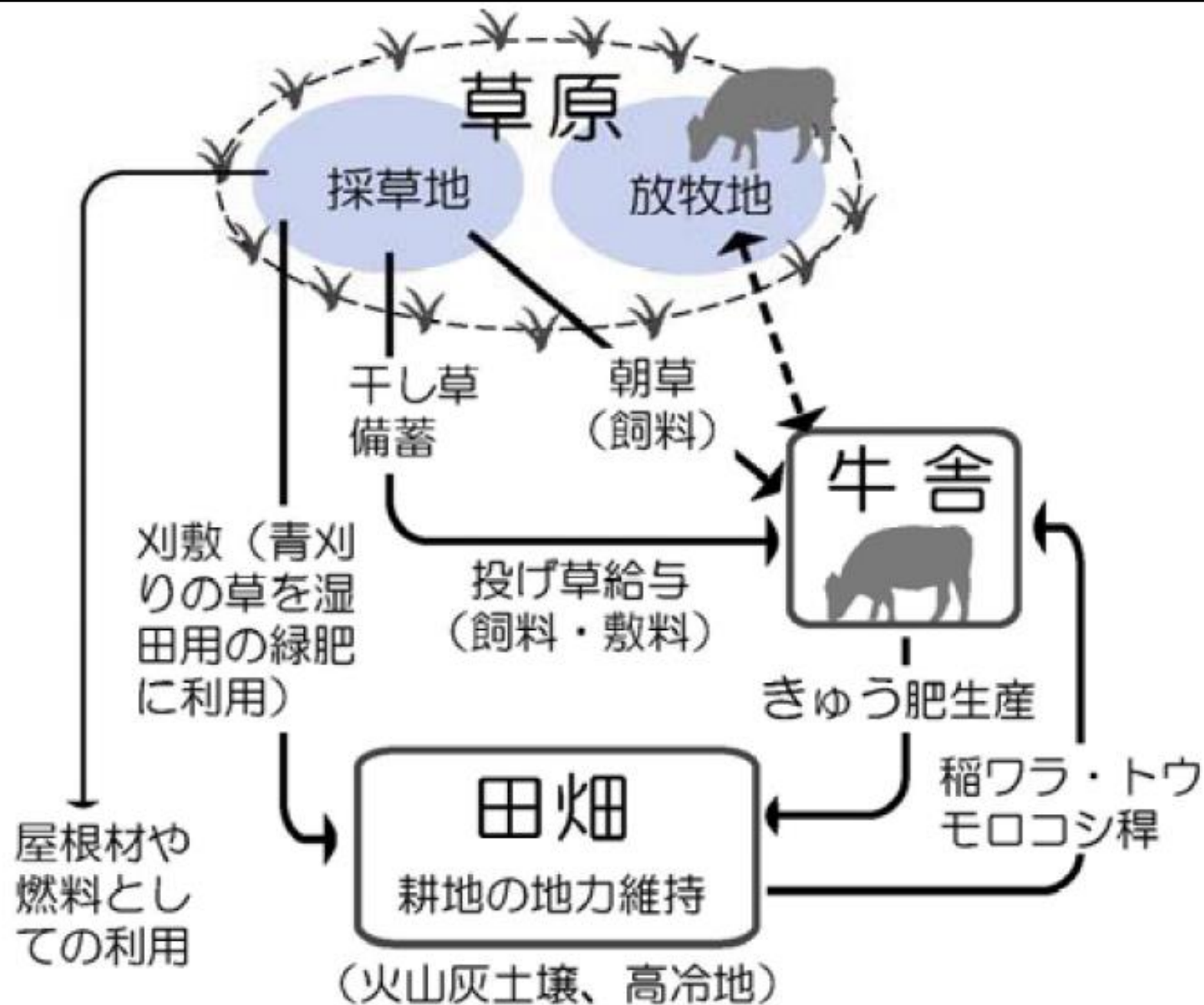
岡山県真庭市 62.15ha

サイト内には半自然草原及び湿地が存在する。周囲には改良牧野や二次林、スギ・ヒノキ等の人工林が存在する。昭和中期以降、半自然草原は人の手が入らなくなり二次林や改良牧野などに変わっていく中、本サイトは蒜山に残存する最大の半自然草原になっている。



蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原(※一部を除き国立公園に含まれる)

- (1) 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
- (3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (5) 地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場

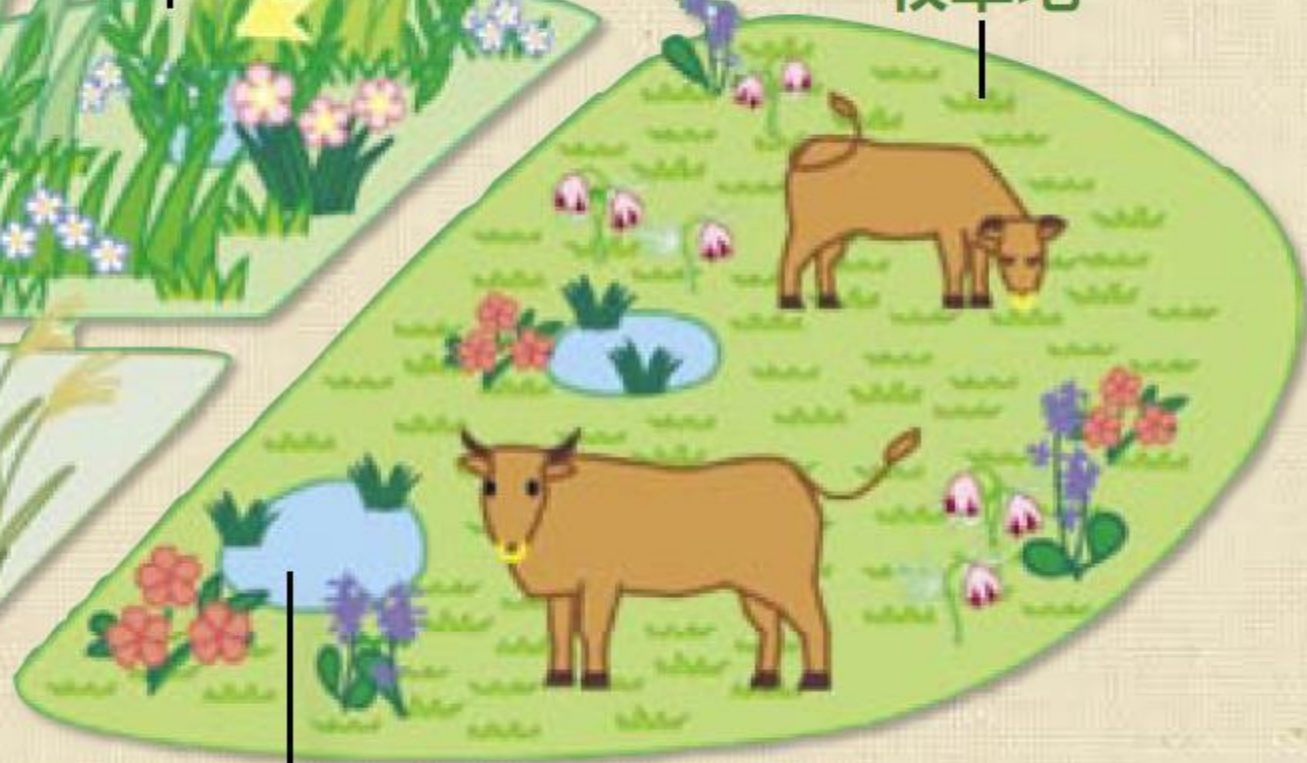


草原と農業のつながり

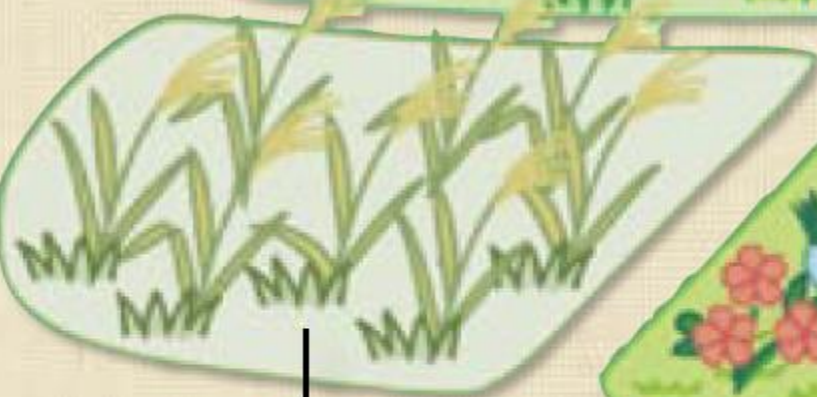
採草地



牧草地



茅野



湿地性植物群落



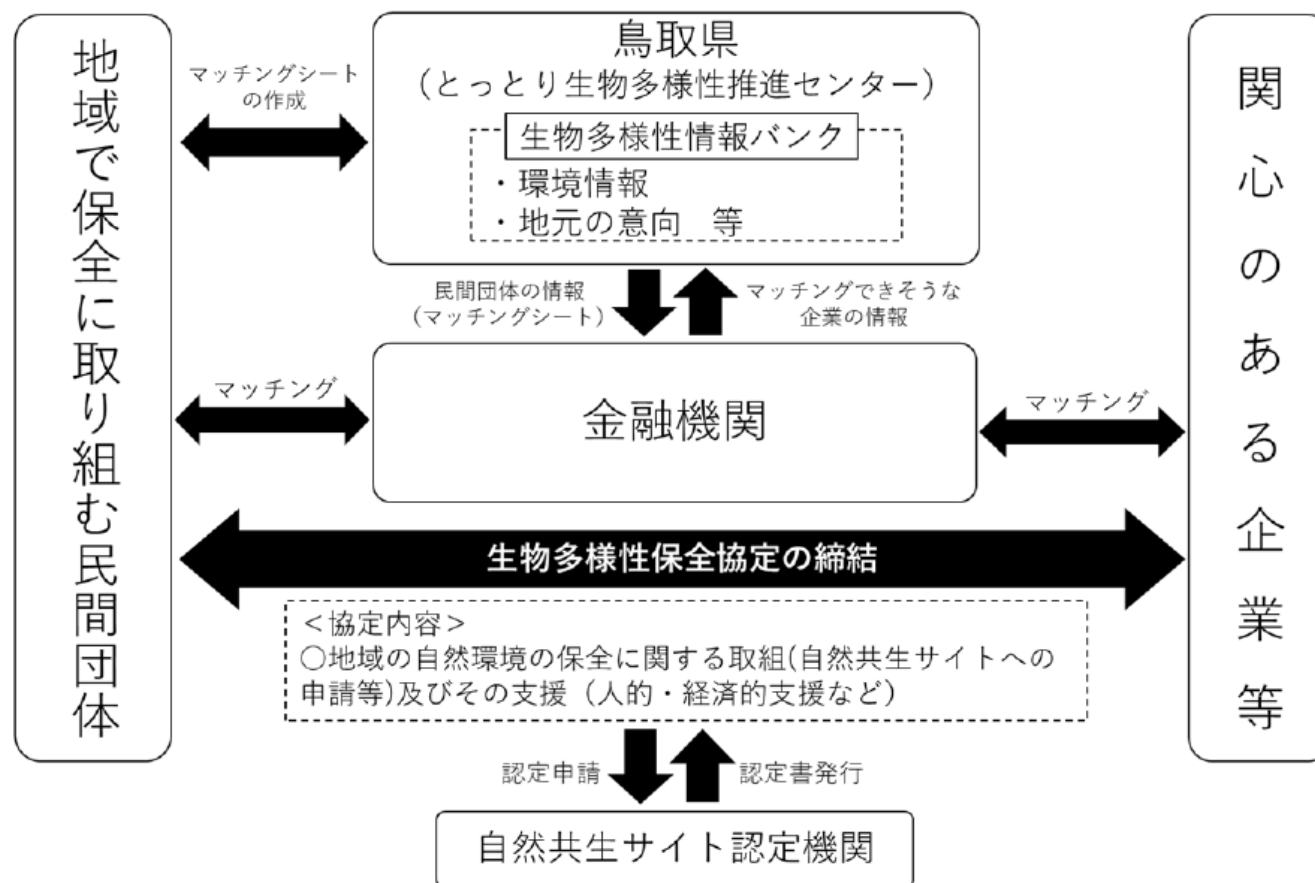


大成建設の支援内容（技術的支援）

- ・茅の利用促進・拡大
- ・湿地再生・保全
- ・生物多様性クレジットの試行

地域団体等と民間企業とのマッチングによる認定・保全の推進

- ① 県が地域団体等と協力して、活動内容や必要な支援の内容を記載したマッチングシートを作成
- ② マッチングシートを基に金融機関が支援を行いたい企業とマッチング
- ③ 地域団体等と企業の両者の意向がマッチすれば、協定を締結し、活動を開始



生物多様性保全協定調印式

余戸地区ウスイロヒョウモンモドキ保護の会

×

田中工業株式会社

×

鳥取県・鳥取市

令和6年3月27日(水)／とりぎん文化会館



ウスイロヒョウモンモドキ



鳥取県の取組

余戸地区ウスイロヒョウモンモドキ保護の会
(鳥取市内の保護団体)

①登録

鳥取県

②紹介

鳥取銀行

③紹介

田中工業株式会社
(鳥取市内の建築業者)

④協定

「ウスイロヒョウモンモドキ保護活動」

余戸地区ウスイロヒョウモンモドキ保護の会
×
田中工業株式会社

令和6年4月7日(日) 鳥取市佐治町 余戸
参加者90名(保護の会、田中工業、鳥取銀行、学生、環境省、
県、市、日本自然保護協会ほか)
三原台への防塵柵資材の運搬、設置。腐材下ろし
食草「オミナエシ」、吸蜜草「オカトラノオ」の種まき



ウスイロヒョウモンモドキ



余戸地区
ウスイロヒョウモンモドキ保護の会
谷主会長

田中工業(株)
安部代表取締役社長

保護の会
田中副会長

保護の会事務局
田中さん



資材を担いで三原台登山

雪で横伏した雪の立て直し

雪の新造はひと苦勞
方向と支柱の幅幅が難しい〜



作業の手際を確認します

栽培現場で種まき

交流会 美味しい食事と楽しい会話！



やり遂げた達成感は最高！
次回は7月スキの川原に雪の世話目指して頑張ります！

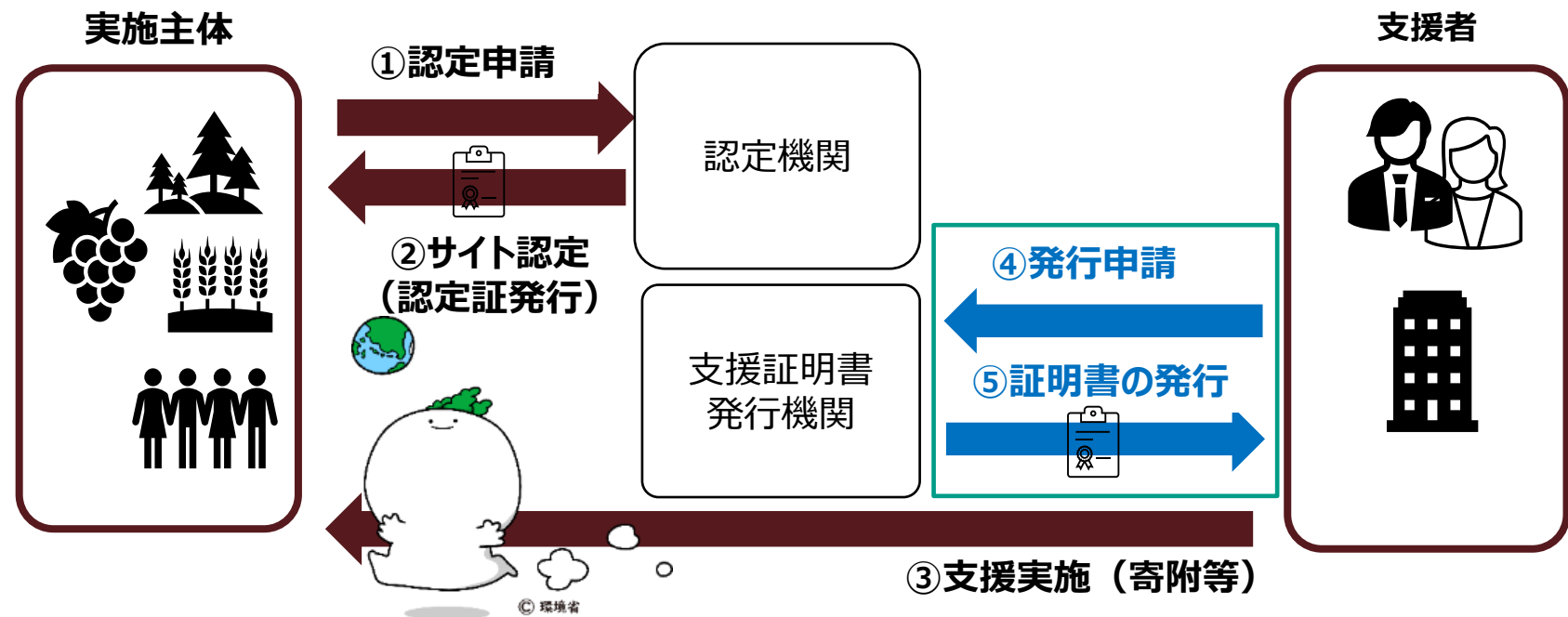
田中工業

- ・シカ侵入防護ネットの設置・点検
- ・ウスイロヒョウモンモドキ食草、吸蜜草の栽培圃場の整備
- ・登山道の維持管理

...など、余戸地区ウスイロヒョウモンモドキ保護の会が実施する保全活動に参画し、支援を行う。

自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自然共生サイト等にヒト・モノ・カネいずれかの支援を行った者に“支援証明書”を発行。
- 令和7年度の本格発行を目指し、支援証明書をTNFDやIR等の投資家向け情報開示に活用できるよう、投資家目線のWGにて記載事項を作り込み中。令和6年9月から試行運用を開始（※1）。併せてマッチングイベントも開催（※2）。
- 認定された自然共生サイトを財務情報開示等にどのように活かすか（留意事項含む）についても、同じWGでストーリー作りの支援を実施。

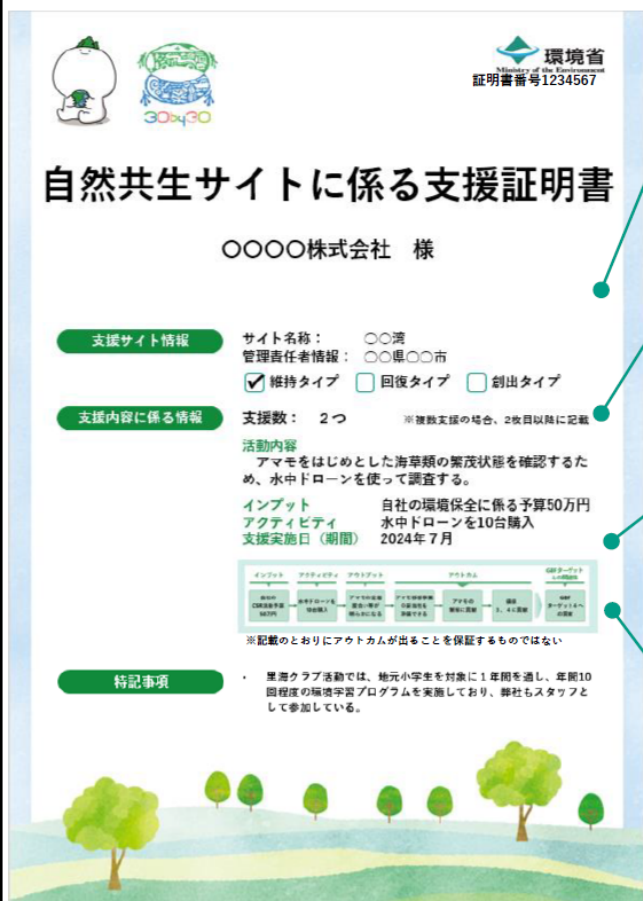


(※ 1) 令和6年9月13日付報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_03689.html

(※ 2) 令和6年10月1日付報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_03801.html

支援証明書（試行版）発行イメージ

支援証明書（試行版）の発行イメージ



自然共生サイトに係る支援証明書

〇〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称: 〇〇湖
管理責任者情報: 〇〇県〇〇市
☒ 維持タイプ ☐ 回復タイプ ☐ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数: 2つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

活動内容

アマモをはじめとした海草類の繁茂状態を確認するため、水中ドローンを使って調査する。

インプット 自社の環境保全に係る予算50万円
アクティビティ 水中ドローンを10台購入
支援実施日（期間） 2024年7月

特記事項

・ 夏海クラブ活動では、地元小学生を対象に1年間を通し、年間10回程度の環境学習プログラムを実施しており、弊社もスタッフとして参加している。

記載項目		記載事項
支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
支援実施日又は支援期間		支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載
特記事項（任意）		・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献

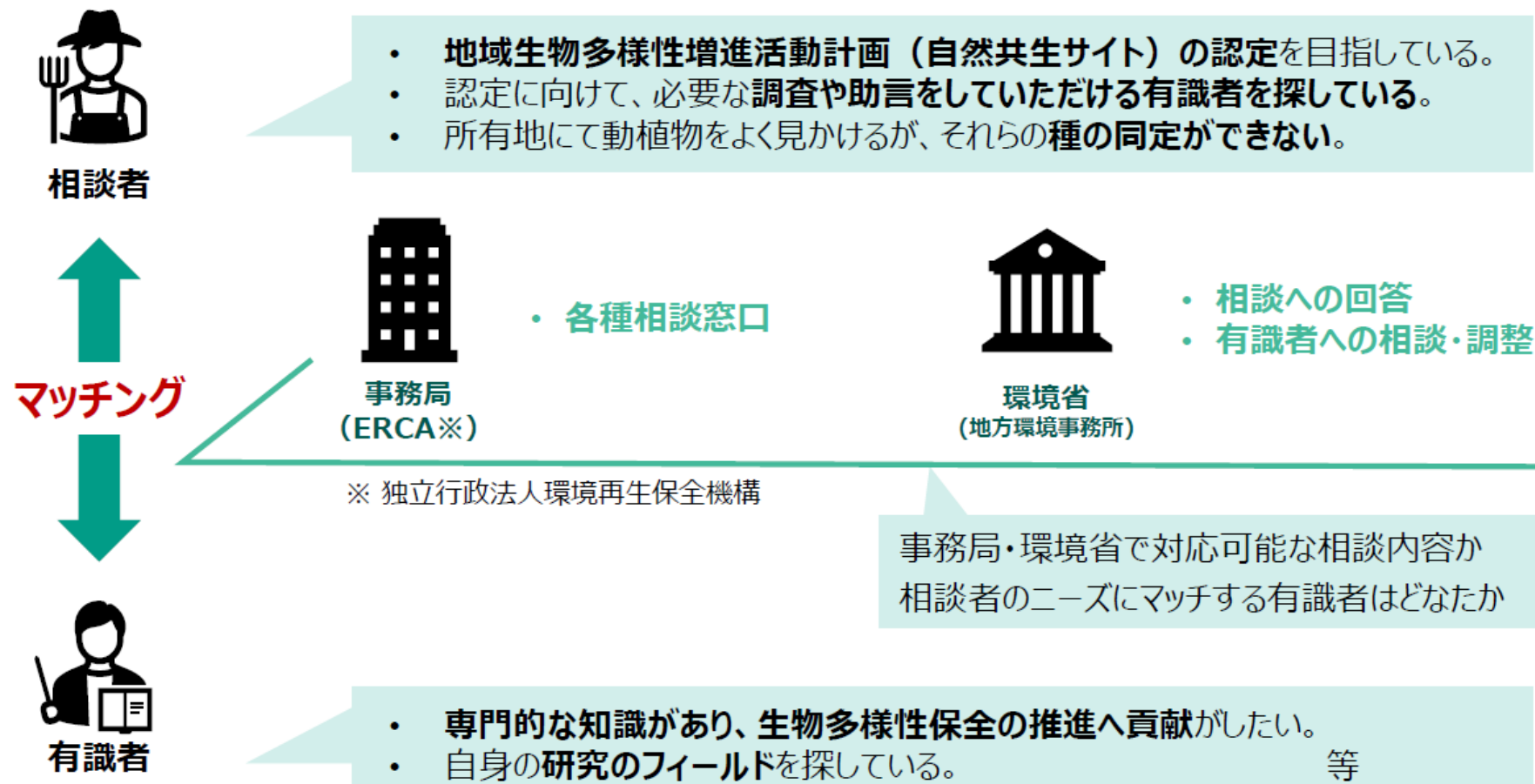
（※）記載のとおりアウトカムがであることを保証するものではない旨を明記

- ・ サイトへの**専門家の派遣**が可能（モニタリング計画作成支援等のため）
- ・ 環境省の「**生物多様性保全推進交付金**」の**対象**となる（認定希望サイトの活動計画作成、認定サイトのモニタリング手法改善、等々）。
- ・ **自治体**（鳥取県は認定希望サイトも）、**企業**（ドコモ等）、**民間団体**等による独自の**支援事業の対象**となる。
- ・ サイトにおける活動に係る**自然公園法等の手続き**（木竹の伐採等）が一部**簡略化**される。

■ 有識者マッチング制度とは、地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）の認定を目指す申請者や認定後の活動において専門的助言を求める活動者と、申請の過程で必要と想定される専門的な知識を持つ有識者を、マッチングする制度である。

■ 申請者からの相談内容に応じて、事務局及び環境省が適切な知見を持った有識者にマッチングする。

有識者マッチング制度の概要



生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

- 認定の加速化・活動の自走化に向けて、**活動計画の作成や認定後の質の向上を支援するメニューの新設、交付率・交付対象事業者等の見直し**

【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進 ー1 活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(1) 生物多様性増進 ー2 活動実施強化	自然共生サイト又は増進活動実施計画・連携増進活動実施計画に基づく、管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は250万円を上限とする	原則2年以内
(2) 重要生物多様性 保護地域等保全 再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域内 における生息環境の保全再生（令和5年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内 における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(3) 国内希少野生動 植物種生息域外 保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(4) 国内希少野生動 植物種生息域内 保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り250万円を上限とする	原則3年以内
(5) 里山未来拠点形 成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動実施区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

自然共生サイト申請・ 地域での生物多様性保全活動の 支援制度

令和5年3月に策定された新たな生物多様性国家戦略において主要な目標として掲げられた「2030年までに国土の30%を保全する目標(30by30)」を達成するため、民間企業等と連携した自然共生サイトの認定促進や生物多様性の保全を図ります。

補助金による支援

- 対象者
自然共生サイトの
・申請を目指す団体
・認定を受け活動する団体 等
- 対象事業
・自然共生サイト申請に係る準備
・地域での勉強会、維持管理作業
・自然共生サイトのPR
・環境教育、レクリエーション 等

最大250万円
補助率 1/2

マッチングによる支援

- 県と金融機関が連携して支援してほしい地域と支援がしたい企業をマッチング(人的・経済的支援など)
- 地域と支援企業が一体となって自然共生サイトの申請や保全活動へ取り組む

地域と企業を
マッチング

<自然共生サイトとは>

自然共生サイトは、「民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する制度で、30by30の目標を達成するために令和5年4月から始まった取組です。

○認定を受けることができる環境

民間の企業や団体の事業活動により生物多様性が守られてきた区域

- ・レッドデータブックに掲載されるような希少な野生動植物の生息する場所
- ・原生林や里地里山など、我が国の気候風土に合った環境が残った場所 等

【制度に関するご相談・お問い合わせ先】

鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 自然共生課
電話: 0857-26-7978 電子メール: shizen-kyousei@pref.tottori.lg.jp

※鳥取県は30by30達成に向けた取り組みを進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加しています。

鳥取県の取組

自然共生サイト保全活動推進補助金

自然共生サイトの認定申請を目指す又は認定を受けた団体等が行う活動に要する経費を支援する補助金です。

対象者

鳥取県内または鳥取県を区域に含む土地等において自然共生サイトへの申請を目指す又は認定を受けた民間事業者、地域住民組織、NPO法人、市町村等

対象事業

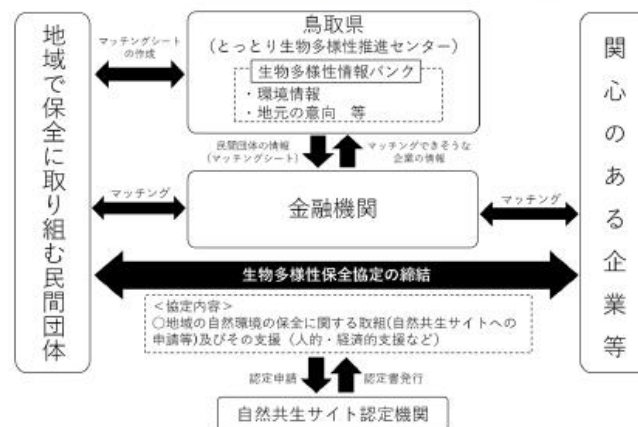
- ① 自然共生サイトの認定申請に係る申請区域の境界・面積等の情報(測量等調査、地元調整等)の収集、生物多様性に関する情報(生物の生息状況調査、既存の調査研究成果の収集等)の収集及び申請書類の作成
- ② 自然共生サイトの認定を受けた場所または認定を目指す場所において行う生物多様性の保全に資する勉強会、情報収集、維持管理作業、モニタリング調査等
- ③ 自然共生サイトの認定を受けた場所において行うPRに資する取組(パンフレットの作成、看板設置等)
- ④ 自然共生サイトの認定を受けた場所または認定を目指す場所を活用して行う環境教育やレクリエーション、グリーンツーリズム、地域活性化等に資する取組

補助額・期間

補助対象経費の1/2(補助上限250万円)・2か年度(交付決定年度の翌年度まで)

地域団体等と民間企業とのマッチングによる認定・保全の推進

- ① 県が地域団体等と協力して、活動内容や必要な支援の内容を記載したマッチングシートを作成
- ② マッチングシートを基に金融機関が支援を行いたい企業とマッチング
- ③ 地域団体等と企業の両者の意向がマッチすれば、協定を締結し、活動を開始



制度の詳細については、自然共生課のホームページ を御確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/shizen-kyousei/> (右のQRコードから接続できます)



写真提供: 黒山生物多様性プロジェクト

自然共生サイト保全活動推進補助金

自然共生サイトの認定申請を目指す又は認定を受けた団体等が行う活動に要する経費を支援する補助金です。

対象者

鳥取県内または鳥取県を区域に含む土地等において自然共生サイトへの申請を目指す又は認定を受けた民間事業者、地域住民組織、N P O 法人、市町村等



写真提供：里山生物多様性プロジェクト

対象事業

- ① 自然共生サイトの認定申請に係る申請区域の境界・面積等の情報(測量等調査、地元調整等)の収集、生物多様性に関する情報(生物の生息状況調査、既存の調査研究成果の収集等)の収集及び申請書類の作成
- ② 自然共生サイトの認定を受けた場所または認定を目指す場所において行う生物多様性の保全に資する勉強会、情報収集、維持管理作業、モニタリング調査等
- ③ 自然共生サイトの認定を受けた場所において行うP Rに資する取組(パンフレットの作成、看板設置等
- ④ 自然共生サイトの認定を受けた場所または認定を目指す場所を活用して行う環境教育やレクリエーション、グリーンツーリズム、地域活性化等に資する取組

補助額・期間

補助対象経費の1／2（補助上限250万円）・2ヵ年度（交付決定年度の翌年度まで）

自然共生サイト認定の法制化

地域生物多様性増進法

(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)

- ・ 令和7年4月施行
- ・ 認定対象が「場」から「活動計画」へ
- ・ 生物多様性の価値を回復・創出する活動も対象へ
- ・ 市町村は、複数の活動主体をまとめて申請可能
- ・ 市町村は、土地所有者との協定締結が可能
- ・ 認定を受けると、活動にかかる法手続きが一部簡略化
- ・ 既認定サイトは、簡単な事務手続きで、順次新制度に移行

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

認定対象

自然共生サイト制度	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている 区域
地域生物多様性増進法	<u>特定の場所に紐付いた</u> 民間等による生物多様性を増進する 活動実施計画

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

対象範囲

自然共生サイト制度

現状で生物多様性が豊かな区域

(生物多様性の価値基準に合致する区域)

地域生物多様性増進法

現状で豊かな生物多様性を**維持する活動**

生物多様性を**回復する活動**

生物多様性を**創出する活動**

申請の種類について

活動の種類

<生物多様性を維持する活動（維持タイプ）>

既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動。

→生物多様性に係る価値、活動内容等を審査

<生物多様性を回復する活動（回復タイプ）>

過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動。

→活動内容等を審査

<生物多様性を創出する活動（創出タイプ）>

現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動。

→活動内容等を審査

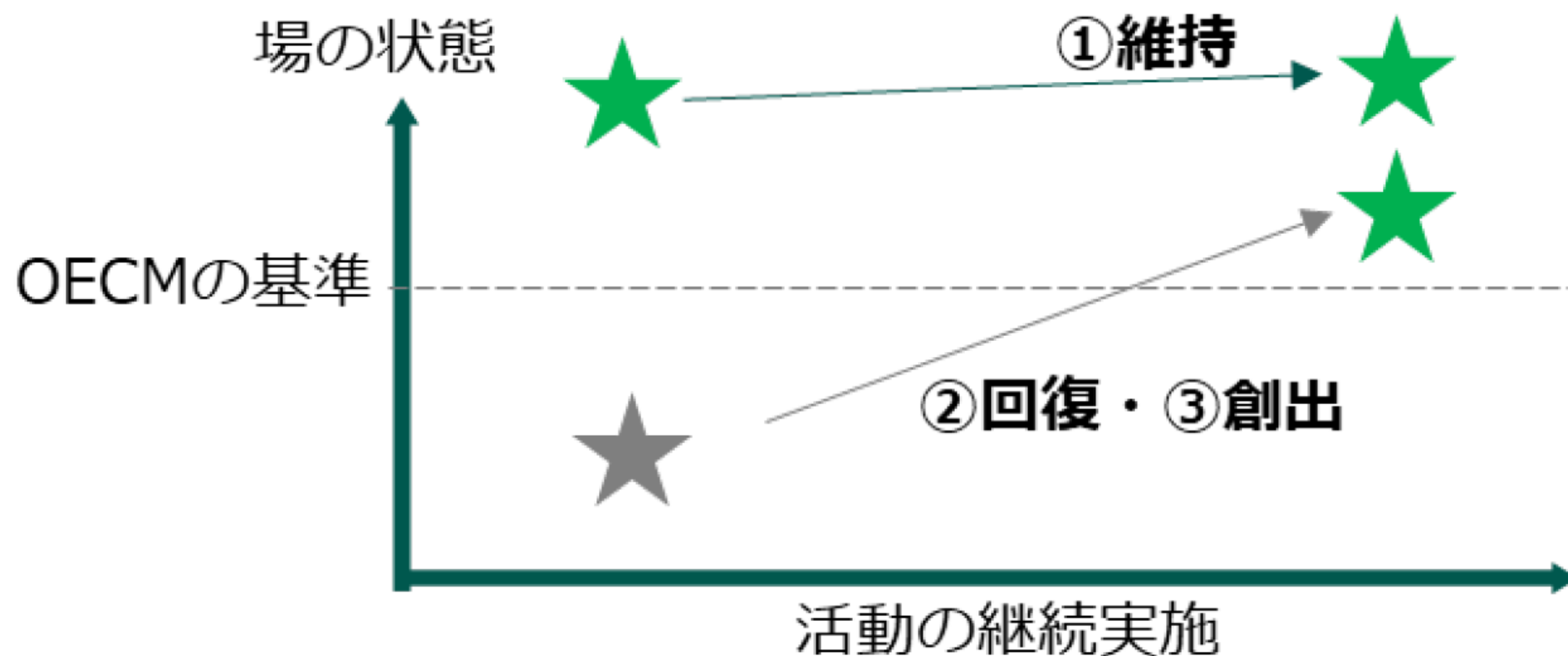
「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



OECD

自然共生サイト制度	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECDとして登録。
地域生物多様性増進法	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECDとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECDとして登録。

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い



申請の種類について

2つの計画認定制度

計画名（通称）	作成者・実施者
増進活動実施計画（増進計画）	企業、NPO等が作成、実施。
連携増進活動実施計画（連携計画）	市町村が作成。企業、NPO等と連携して実施。

- ・ 連携増進活動実施計画を作成した場合について、「生物多様性維持協定」が活用できます。

認定を受けた活動の実施区域が「自然共生サイト」



<生物多様性維持協定> (第22条～第26条関係)

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。

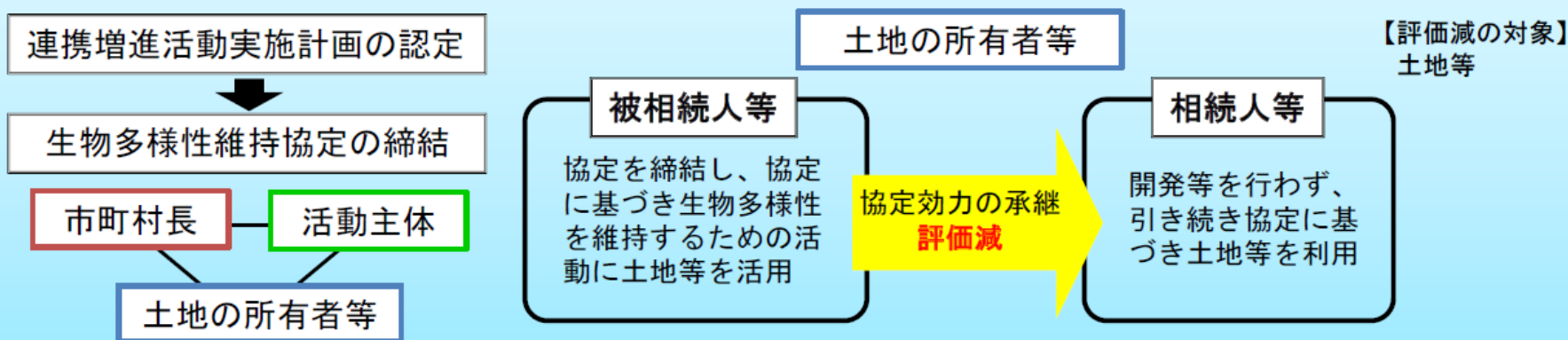


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。
 - 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。

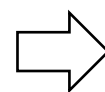


期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

認定計画に係る法律上の特例

<法律上の特例措置>（第15条～第22条関係）



**認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化**

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等） 等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 （外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 （種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

認定者

自然共生サイト制度

環境大臣

地域生物多様性増進法

環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣

望ましい活動手法リストを参考に

ポイント

現況等の把握

- 活動を検討する実施区域（以下「想定実施区域」という。）の現況及び土地利用の変遷を把握。
- 想定実施区域の周囲の状況を把握。
- 想定実施区域の課題を把握。

実施区域の設定

- 具体的な活動を行う範囲のみとし、地理的に明確な範囲を設定。

目標の設定

- 現況等の把握で収集整理した情報を踏まえ、目標を設定。
- OECM相当の生物多様性が豊かな場所は、その価値を維持する目標を設定。
- 回復・創出が必要な場所は、土地の履歴や周辺の環境、地域の意向を踏まえて設定。

活動手法の設定

- 目標を達成するために今後必要となる活動を設定。
- 活動の効果を把握するための指標・モニタリング手法を設定。

計画期間・実施時期・実施体制の設定

- 目標を達成するために、適切な計画期間・活動の実施時期を設定。

● 目標が実現可能か確認。

審査・認定フロー

地方環境事務所も
相談に乗ります！

申請準備～申請

事前相談対応

申請受付

申請書チェック
基準を満たした内容なら受領

予備審査

審査調書の作成
各省に情報共有

有識者による審査

・認定等に関する意見伺い
・書面審査、委員会審査

省庁審査

3省で審査・決裁

認定

3省連名で認定

ERCA

委員

環境省
国交省
農水省

6
～
7
か月

環境再生保全機構（ERCA）と 自然共生サイトの認定事務

ERCAとは？

ERCAは、国の代わりに、環境の保全、国民の健やかな暮らしを守るため、公害などで病気になった人への補償や健康回復のサポート、環境問題に取り組む民間団体の支援などを行っている環境省の外郭法人です。

【主な業務】

①公害健康被害の補償・予防、②環境保全活動の支援、③PCB廃棄物処理への助成、
④最終処分場の維持管理積立金の管理、⑤石綿健康被害の救済、⑥環境保全研究
技術の支援、⑦熱中症対策の推進、⑧自然共生サイト（増進活動実施計画区域）の認定

設 立：H16年4月1日
場 所：神奈川県川崎市
役職員数：175人

ERCAの詳細は
右のQRコードから



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（抜粋） 令和7年4月1日施行

（認定等に関する事務）

第14条 主務大臣は、第9条第1項及び第11条第1項の認定※並びに第10条第1項及び第12条第1項又は第10条第2項及び第12条第2項の規定による変更の認定※※又は届出※※※に関する事務（申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。

※ 増進活動実施計画・連携増進活動実施計画の認定

※※ 増進活動実施計画・連携増進活動実施計画の変更認定

※※※ 増進活動実施計画、連携増進活動実施計画の軽微な変更の届出

<令和7年度第1回認定スケジュール（予定）>

【事務局予備審査】 令和7年5月～6月

【有識者審査】 令和7年7月中～下旬

【第1回認定】 令和7年9月末～10月頃

令和7年度の自然共生サイトの認定スケジュール（予定）



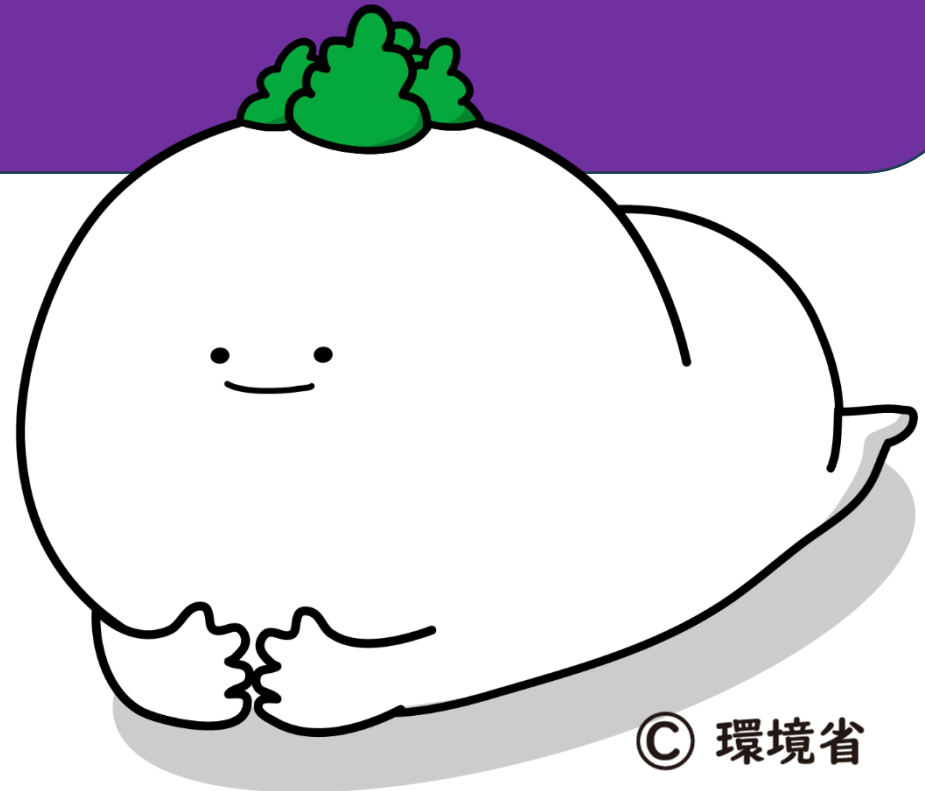
＜令和7年度第2回認定スケジュール（予定）＞

- 【事務局予備審査】 令和7年7月～8月頃
- 【有識者審査】 令和7年10月下旬頃
- 【省庁審査】 令和7年11月
- 【第2回認定】 令和7年12月中～下旬頃

＜令和7年度第3回認定スケジュール（予定）＞

- 【事務局予備審査】 令和7年10月～11月頃
- 【有識者審査】 令和8年1月下旬頃
- 【省庁審査】 令和8年2月
- 【第3回認定】 令和8年3月中～下旬頃

市民、事業者、自治体等の多様な主体による取組を後押しすることにより、30by30達成への寄与に止まらず、国民全体が生物多様性保全を自分事として意識し行動することで構築される「自然共生社会」の実現に向けた機運を醸成する。



生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官17団体を発起人とする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計1086者が参加（2025年7月10日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECEM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、**30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり**。
（自治体：島根県、徳島県、鳥取県、愛媛県、山口県、香川県、岡山市、廿日市市、日野町、宇部市、西条市など 89団体）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど 525団体）

参加方法とその効果

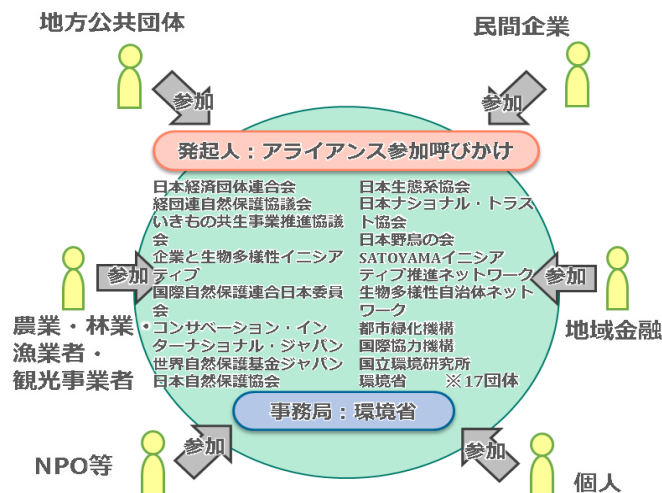
- 参加希望者は、自ら行おうとする取組を事務局に登録（※随時受付）
- 参加による効果は以下のとおり。

- 参加者をWebサイト上に掲載し、その**取組を発信**
- **自然共生サイトの申請**を支援
- **ロゴマーク**を使って取組をPR 等



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。



☰ メニュー



<https://www.erca.go.jp/nature/index.html>



✕ 閉じる

- ▶ 自然共生サイトについて
- ▶ 事前相談（申請を検討されている方）
- ▶ 認定申請（申請したい方）
- ▶ 変更申請・届出（認定された方）
- ▶ 有識者マッチング
- ▶ セミナー・Eラーニング
- ▶ よくある質問（Q&A）
- ▶ お問い合わせ

🗕
ご質問はこちらから

<https://www.erca.go.jp/nature/index.html#glnav2>

<https://www.erca.go.jp/nature/index.html>



環境省30by30ウェブサイト (OECM、自然共生サイト等)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

環境省30by30

検索 🔍